

かもがわ

迎春



小さな池の大きな魚

坂元 和夫

一、今から約三〇〇〇年前、パレスチナ地方でイスラエルのユダ族とクレタ島から進出してきたペリシテ人が対決の時を迎えました。ペリシテ人はイスラエル人に対し代表戦士の一騎打ちで勝負をつけようと提案します。両軍の見守る中、姿を現したのがゴリアテでした。ゴリアテは二メートルを超す巨人で、鎧兜に身を包み槍と刀を手に取り従者に盾を持たせた無敵を誇る戦士です。イスラエル陣営は皆俯いて名乗り出る者はいませんでした。その時、ダヴィデというほっそりとした若い牧童がゴリアテと戦いましょうと申し出ます。勝敗は一見して明らかです。イスラエルのサウル王をはじめ誰もがダヴィデの無残な死と

イスラエルの敗北を覚悟しました。ところが勝ったのはダヴィデでした。彼は、スリングという草袋に紐を付けた投石器を使ったのです。石はゴリアテの眉間に命中しました。ダヴィデは倒れたゴリアテの剣を奪ってその首を刎ねました。ダヴィデは、サウル王の後を承けてイスラエルの王となり、近隣諸国を征服併合しイスラエルの最盛期を築きました。ダヴィデの勝因は、常識的には圧倒的に不利な状況を自分に有利な状況に転換した知恵でした。相手の得意な普通の戦い方を避けて、自分が得手とする相手の予想もしない武器で戦ったことです。逆に、ゴリアテの敗因は、相手も自分と同じように剣と槍と盾で戦

うものと信じて疑わなかった凡庸さです。

二、パリは、今も昔も芸術では世界の中心です。一五〇年前、若い画家達が毎晩のようにカフェに集まっていた。グループの中心はマネです。彼は三十歳を少し出ている社交的でユーモアとエネルギーにあふれ、ある程度画家として成功していました。マネが一番親しかったのはドガです。ドガはマネと同じく機知に富み熱しやすい性質で、二人はよく議論をしていました。セザンヌはぶっきらぼうでカフェにやってきても不機嫌そうに隅に座るのが常でした。マネは自己陶酔型の負けん気の強い男で、物事に頓着しないやんちゃなルノワールと親しくしていました。ルノワールは、生涯にマネの肖像画を十一枚も描いています。グループの中で精神的に中庸を得ていて友達を大切にし信念を持ち、あのセザンヌでさえ敬愛してい

たのがピサロでした。

このグループこそ後に印象派といわれる人達で、今では彼らの絵は世界中の美術館に飾られています。しかし、一八六〇年代の彼らは世間から認められず、マネは極貧状態で、ある時などルノワールが飢え死にしかかっていたマネにパン一切れを持って行った程です。そのルノワールも手紙に貼る切手代に不自由していました。当時、フランスだけでなくヨーロッパ中の画家が目指したのは「サロン」に入选することでした。「サロン」は日本の日展をはるかに上回る権威のある公募展ですが、シャンゼリゼーの近くにあるパリ万博会館において毎年五月に開かれます。四月になるとフランスだけでなくヨーロッパ中の数千人の画家が手押し車にキャンバスを積んで「サロン」に応募します。その中から審査員が投票で入選作を決めるのです。「サロン」に入

選しなければ、どのような良い絵でも誰も振り向きませんでしたが、「サロン」の審査基準は伝統を守る保守的なものでした。描き方が細密かつ正確で、明色はドラマティックさを暗色は重厚さを表し、題材は歴史や神話から取らなければなりませんでした。印象派の描く絵はこれと全く違っていたので、描き方は細密でも正確でもなく筆跡が残る人物は不鮮明です。一八六五年にマネが娼婦を描いた「オリンピア」が「サロン」に意外にも入選しパリ中の物議を醸しました。一八六八年にはマネ、ルノワール、バジールが入選しましたが、あまりにも不評で展示の途中で下ろされ倉庫に放り込まれたと言います。

一八七三年にマネとピサロが彼らの仲間だけの独立展を開催することを提唱し、「サロン」に執着するマネを除く全員が参加しま

した。初めての印象派展が開かれたのは一八七四年で一六五点の作品が展示され三五〇〇人が展覧会を訪れて大成功を収めます。因みに、印象派という呼称は、モネの「印象・日の出」という作品を或る批評家が単なる印象ではないかと言って嘲笑的に「印象派」と呼んだのが逆に肯定的な名称として一般的になっていったものと言われています。

もし、モネ達が「サロン」にいつまでもしがみついていたとしたら、その後の印象派の盛況はなかったでしょう。せいぜい、その中の何人かがいずれは入選したでしょうが、大して評判にもならず終わった筈です。彼らは「サロン」という大きな池の中の小さな魚でその才能も評価されずに萎んでいったことでしょう。しかし、独立展という小さな池では皆が大きな魚だったので、一人一人が自信を持って自分の描きたい絵を描くこ

とが出来たのです。

三、アメリカのワシントンDCに育ったキャロライン・サックスは、小さい頃から科学に興味があり、昆虫や魚を観察しスケッチをするのが好きでした。成績も良い高校在学中に近くの大学で政治学と多変数微積分のコースを受講する程で、高校では全ての科目でAをとりクラスでトップの成績でした。そして、全米でもトップテンに入る名門のブラウン大学に入学したので、ブラウン大学は、彼女が滑り止めに受けたメリーランド大学よりもあらゆる点で優れ、周囲の学生は皆知的で好奇心旺盛で優秀でした。

サックスは、ブラウン大学で、基礎化学、スペイン語、植物性医薬のコースを選択しました。しかし、一年生の三学期の中間試験で、サックスは化学でひどい点数を取りました。思いあまって教授に相談したところ、期末試験を受けても無駄だから

ら二年生でもう一度化学のコースを取り直すように言われ、それに従いました。二度目の化学の授業でも、廻りは皆一年生なのに彼女よりも良く出来るのです。二年生の後半に彼女は有機化学のコースに編入されましたが、事態はもっと悪くなりました。先生の質問に対して外の生徒の殆どが手を挙げるのに、サックスは当てられた生徒が答える正解を黙って聞くしかなく、要するに授業についていけなくなつたのです。彼女は大学を中退しました。

もし、サックスがブラウン大学ではなく、メリーランド大学に入っていたら、彼女は、このような惨めな思いをすることなく、好きな科学の勉強を楽しむ学び優秀な成績を収めることが出来たでしょう。サックスは、メリーランド大学という小さな池の大きな魚の道を選択すべきたつたのに、ブラウン大学という大きな池を選択した

ばかりに小さな魚になって自信を失い、大学を中退して科学という好きな道自体を諦める結果になりました。

四、旧約聖書に出てくるダヴィデがゴリアテを破った話、フランスの印象派のサロンからの決別、キャロライン・サックスの進路選択の失敗、この三つのエピソードは、私達が人生において難しい選択を迫られた時にどのように対処すべきかについて貴重な示唆を与えてくれます。自分の能力を発揮できる身の丈に合った道を選ぶことの重要性です。

現代は、好むと好まざるを問わず競争を避けられない時代です。学校でも実社会でも人に遅れをとっていたのでは生き残れないのです。勿論、そういう生き方を好まない人もいます、それも一つの選択だとは思いますが、大部分の人はそのように達観できません。競争社会では、ダヴィデのように自分の得意分野で競う

のが賢明です。大企業が不得意とする細かな注文生産に活路を見いだす小企業や、誰も気がつかない分野を開拓するニッチ産業がその好例です。大きな池で大きな魚と競い合うと、キャロライン・サックスのように自信を失い挫折して人生を誤るようになります。印象派の画家もサロンにしがみついていたとしたら、その後の成功はなかったかもしれません。有名大学に入学し超一流会社に就職して喜んでいるのは親だけで、本人は多くの場合惨めな思いをしているという研究者の指摘にも頷けることがあります。日本も、誰がみても無理な解釈改憲までして集団的自衛権を正当化し軍事大国を目指しても碌な事はありません。武器を捨てて世界に誇る伝統文化を押し進める道を選ぶべきではないでしょうか(マルコム・グラッドウェル著「ダヴィデとゴリアテ」を参考にしました)。



いきいきした 老後を過ごすために

尾 藤 廣 喜

急速に進む超高齢化

日本は、急速に超高齢化が進んでいます。一九五〇年に五％、二〇一五年に二五％であった高齢者の割合が、二〇二〇年には二九％、二〇四〇年には三六％、さらに二〇六〇年には四〇％を超えると予測されています。このため、一〇〇歳以上の人口は一九六〇年は一五三人でしたが、昨年は六万人近くを数えています。

一人暮らしの高齢者も一九八〇年には九一人、二〇〇〇年には三〇七万九〇〇〇人だったものが二〇一四年には、五九五万九〇〇〇人とどんどん増えています。これに伴って、高齢によるさまざまな問題が浮かび上がって

きています。例えば、医療機関への通院率も人口一〇〇〇人対で、九歳以下一六三・九人、三〇歳代の人は一六四・一人となっていますが、六五歳以上の人は六九〇・六人となっており、高齢になるにつれ医療機関への受診率が高くなっていることが分かります。

「頼り上手」になることも大切なこと

このような超高齢化社会の進行のもとで、増加する一方の高齢者の一人一人が「いきいきとした老後」を過ごすにはどうすればいいのかを若い世代を含めて真剣に考えていかねばなりません。

そのためには、①精神的条件②身体的条件③経済的

条件④社会的条件の四つの条件が、満たされていることが大切です。

まず、①の精神的条件としては、家族との温かい交流があるか。地域とのつながりがあるか。生きがいを持っているか。などが大切です。いきいきとした生活を送るためには、まず、孤立していないことが必要なのです。そのためには「頼り上手」になることをお勧めします。

「権利」を行使することは、何ら恥ずかしいことではありません。困ったときには「困った」と相談することが大切で、行政も困っている高齢者に対して「おせっかい」ができる関係を作ることも重要です。

②の身体的条件としては、医療と介護の保障が十分であることが大切です。この分野では、国が国民皆保険制度を一九六〇年代前半に作ったことは、高く評価できます。しかし、今や

この医療保険制度も高すぎる保険料問題などで限界が来ています。後に作られた介護保険でも、同様なことが起こっています。

ここ二〇年ほどで、貯蓄のない高齢者が急増しています。所得や資産が少なくなっている中では、「保険料」を中心とした運営ではなく、公費負担を増額するなどの、「制度改革」をしなければなりません。

③経済的条件としては、年金の増額がどうしても必要です。日本では、年金額が低いために「生活保護」に大きな負担がかかっています。今、生活保護の利用者は右肩上りで増えており、利用者に占める高齢者の割合は五〇％を超えています。スウェーデンでは、「生活保護」と同じような制度である「生計援助」を利用する高齢者はほとんどおりません。年金受給額が高いからです。

「社会的条件」とは

誰もが、安心して老後を送れる生活基盤を国の責任で保障すること、これこそが、④の「社会的条件」満足のための最も大切なことです。そのためには、現役世代について、働けば生活できる最低賃金の増額、非正規雇用の規制など「労働・雇用の保障」も重要です。高齢になった時の準備を若いときからできる体制固めは、国の責任と言えるでしょう。また、生活する場の保障としての「住宅の保障」も日本では個人の責任としてとらえがちですが、高齢者の住む権利を基本的人権として位置付け、保障することについても、国の特別な施策が求められています。

このように、課題は山積ですが、財源の確保を含め「いきいきとした老後を過ごすための」社会的合意の形成がまず必要です。



お白洲と裁判の権威

山 崎 浩 一

能舞台のお白洲

先日、鴨川法律事務所のメンバーで能について勉強するため河村能舞台に行きました。建物外観からはわかりにくいですが、中にはいると、立派な能舞台と観覧席が設けられていました。能舞台のしつらえの意味を解説していただいている最中、ふと床下に目をする

ところに見所があり、舞台と見所の間には白い小石が敷詰められた「お白洲」がありました。これが今日の「白洲」の原型です。では何のための「白洲」かという、能舞台の大きい屋根の下で演じる役者の顔が陰となるので、太陽光線を白い小石に反射させ、役者の顔が見所から見えるようにと考えられたものであります。故に、今日の「白洲」は原型の目的はともかく、その形式だけを守っているのではありません。(大藏流 奈良篠基会)のホームページ)なるほどと思いましたが、果たたのでしょうか、だろ

奉行所のお白洲
ところで同じお白洲でも、江戸時代の奉行所の裁きの場には何故白洲があったのでしょうか。ある説によれば、古い時代には土間が、そのまみ用いられており、白い砂利敷となったのは後の時代ですが、白い砂利を敷いたのは、白が裁判の色であったからとのことです。

では被告人の顔も見ないで裁判するとは何事だと叱られるでしょうが。
江戸の刑法
ところで、江戸の裁判ということで関連の文献を読んでいて面白いと思ったのは、江戸時代の刑法では人を呪い殺そうとする行為(呪詛殺)はれっきとした殺人として処罰されることでした。しかも明治初期に制定された新律綱領においても、謀殺(計画的な殺人)として処断すると規定しており、これが明治一五年施行の旧刑法によって消滅するまで存在していたというのです。

前も嘘がうまかったということを書いてみます。
裁判の権威
もし、将来AI(人工知能)が発達して、人間では感情に左右されるからとの理由でAIが人間に代わって裁判するという社会を想像すると恐ろしい限りです。法律が完全に社会の実情に合うように作られるということはありません。それを血も涙もないAIが判断するとなったら大変なことになるでしょう。
忖意的でなく、しかし、その事件の実情をよく反映し、しかも健全な社会常識に適った判断をどうしたらできるのかは裁判のあり方を考えるうえで永遠の課題です。この理想に近づいた時に、真に裁判に対する信頼、権威が生まれるのでしょうか。

裁判の権威がこのようなものであれば、法廷には白洲は不要でしょう。しかし、裁判に關わる法律家の心構えとして、人を裁くという神聖な作用にかかわるのだということをお白洲に託けるために心の中にお白洲を敷くべきでしょう。



医療事故調査制度の施行

鉦田 則 仁

長年の紆余曲折はありましたが、第三者機関（医療事故調査・支援センター。一般社団法人日本医療安全調査機構が運営するもの。）が医療事故の原因を調査し、再発防止を図るという医療事故調査制度が去る一〇月一日から始まりました。制度の基本的な枠組みは、医療機関においてその提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる予期しなかった死亡・死産が起きたと判断したときは、センターに届けた上、まず院内調査を行い、その結果を遺族とセンターに報告し、その結果に納得できない遺族がセンターに調査を依頼すると、センターが独自に調査を行い、その結果を遺族と医療機関に通知すると

いうものです。当初、機構は、この届出が年一〇〇〇ないし二〇〇〇件程度はあるものと推定していたようですが、一〇月とは全国で二〇件に止まったとのこと。中立的な第三者たる医療の専門家による医療事故の原因究明、再発防止策を制度的に確立する必要があるという点では、大方の一致がありました。具体的な制度設計については、患者側の意向と責任追及の手段として利用されることを懸念する医療者側のいわば妥協の産物であったことは否めず、それが右のような現実の数字になってあらわれたのではないかと考えられます。

★ 即ち、この制度は、医療

機関からの届出が必須であり、これなしに遺族から直接センターに調査を求めることはできません。そして、届出がなされるかどうかは、医療機関が「提供した医療に起因する」か否か、「予期しなかった死」に当たるか否かの判断をいかに適切に行えるかどうかに係っているといえるわけですが、これにはかなり微妙なものがあります。前者については、たとえば、併発症（提供した医療に関連のない偶発的に生じた疾患）による死亡はこれに含まれないわけですが、併発症を全く見逃していたような場合、医療過誤にはなり得ても、提供した医療に起因するとは認められないとして、届出の対象とはならないと判断されることがあります。後者については「予期」の概念そのものが非常にあいまいであり、一般的、統計的な死亡の可能性ではなく、当該患者の臨

床経過を踏まえての事前の説明なり記録がなされていないければ、予期しなかったものと扱うという縛りがかけてはいますが、それでもたとえ予定手術の前にきちんとした説明がなされているようなケースは予期があったとして制度にのらないケースがかなり生じるのではないかと考えられます。この点は、今後の届出がなされなかったケースの集積と分析が課題となるでしょう。

★ 届出がなされた後の最大の課題は、まず行われる院内調査がいかに公正、適切なものとなり得るかということにあることはいくまでもないことです。それがまず問われる場面が遺族に対する院内調査の結果報告ということになります。制度的には、センターへの報告事項を説明することとされ、報告書を交付することは医療機関に対する努力義

務に止められています。しかし、極めて専門性が高い医療について、その調査報告の内容が口頭説明のみで足りるケースはむしろ限定されるのではないかと考えられます。遺族が報告書の交付を求めてこれに応じないということから紛争が生ずるというのでは、本末転倒の諷りを免れません。

★ 今回の医療事故調査制度ですが、医療事故の原因究明、再発防止が主眼であり、医師ら医療関係者の法的責任のあり方、医療事故の被害者救済制度という課題は先送りされていますが、こちらの検討、改善も急務です。





カナダ寄宿舎学校をめぐる集団訴訟

富増 四季

カナダにおいて、近年、社会的注目を集めた集団訴訟が、公害や製造物責任などではなく、子どもたちの言語と文化の権利への侵害を対象にしていたと聞いて、みなさんは驚かれるでしょう。その結果、ハーバー首相の二〇〇八年公式謝罪に至り、ニュースでも大きく取り上げられていたと聞けば、よりいっそう驚かれるかもしれません。

事件の舞台となったのはカナダ政府の委託により各地に設立されたインディアン寄宿舎学校です。先住民族に「進んだ先進文明による教育を施す」との政府方針で、子どもたちは家族から無理矢理引き離され、寄宿生活を強いられます。一八七四年の最初の学校設立の後、一九九六年の最後の閉校まで、カナダ全土で二三校が設立され、今日、生存する元生徒の総数は八万人に及びます。

子どもたちは、不十分な食事、粗末な衣類しか与えられず、劣悪な衛生環境のもとに置かれていました。先住民を征服対象として見下す政府施策を背景に、白

このローチ教授とそが、冒頭のハーバー首相謝罪に伴う

人市民の差別意識を如実に反映していたといえます。長年にわたって、教師や牧師による心理的虐待や、挙句のほうには体罰、性的虐待まで常態化してしまう有様でした。命を落とす児童すらもいたという環境の過酷さを反映して、元生徒たちは「生存者」(Survivor)と呼ばれていました。

寄宿舎学校の長い歴史から見れば、元生徒らが壮絶な虐待体験について告白できるようなったのは、ほんの最近のことです。元教員に対する初めての訴訟が提起された一九八八年を皮切りに、著名人たちが公の場で証言するようになり、被害の訴えを無視できなくなった政府が、多額の予算を投じて調査に取り組んだ結果、調査委員会からの正勧告が数多く発出されるに至りました。

人権無視の政府施策を糾弾する勢いは、一九九八年のスチュワート大臣謝罪をもっても弱まることはありませんでした。二〇〇一年時点の統計で訴訟件数は四二四件、原告数は八九四三名にのぼり、

しかも毎月一四〇件もの訴訟が新たに提起されるなど、一つの社会現象になっていた。

慌てた政府は、事態の早期收拾を目指し「裁判外紛争解決(ADR)審判所」を設け、訴訟よりも迅速簡便な手続を準備しますが、その補償金の枠組みがさらなる批判を浴びてしまします。つまり、性的虐待と身体的虐待の問題に焦点を絞らず、被害の本質、すなわち、自分たちの言語を喪失し、先住民文化というアイデンティティを失った生徒たちの社会的損害についての考慮が欠落していると批判されたのです。

先住民団体のその後の粘り強い運動の結果、冒頭の首相謝罪まで引き出す大きな成果がもたらされるのですが、京都のヘイトスピーチ事件における被害当事者の対応と共通する面があります。京都でも事件直後には威力業務妨害という物理的被害に焦点を絞るべき、との議論がありました。しかし、在日朝鮮人の教員や父母たちは、朝鮮文化・言語に対する攻撃であったと

いう、民族の尊厳に直結する面を司法の場で訴えている決断をします。裁判は長期化し、立証の負担も大きくとなりましたが、それをやりにきた力の源は、子どもたちが誰しも身自らの目に誇りをもって生きられる社会を作る、という確固たる信念であったと思います。

日本でも、カナダの例に学びながら、多民族共生の理念を推し進めていく取り組みが求められています。差別偏見の影響をもうに受け、国内では孤立しがちな朝鮮学校ですが、普段の授業では、朝鮮語、日本語のみならず、英語教育にも力を入れています。

ローチ教授の学校訪問では、生徒たちの興奮気味の表情や、幼稚園児の合唱に目を細める教授の姿が印象的でした。国境を越えたつながりを作るという面ですさやかながら貢献できたように思い、嬉しう感じたいときでした。

(参照論文)

広瀬健一郎「カナダ首相による、元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪に関する研究」『鹿兒島純心女子大学国際人間学部紀要』第一七巻



創作物への法規制

齋藤 亮介

私は地下鉄に乗って通勤をしているのですが、通勤途中で最近よく目につくようになって……というよりは地下鉄のイメージキャラクターとして定着してきた感があるのが、「地下鉄に乗るっ」シリーズの面々です。このキャラクター達は、京都市職員の家族が描いた既存のイラストが、二〇一三年にリファインされて大々的に展開するようになったことで、地下鉄各所で頻繁に見かけるようになりました。私は、二〇一三年には京都市職員を勤めておりましてので、期待とともに、このキャラクター達が市民に受け入れられるのだろうか、と少し不安も覚えていました。今や、全国的な知名度を獲得

し、公共団体発のキャンペーンとしては非常に大きな成果を上げているように見えます。

もっとも、こうしたキャラクターがどこでも京都市のように成功を収めているわけではありません。昨年だけでも、三重県の伊勢志摩では一度は公認された海女のキャラクターが批判を受け公認が撤回されたり、美濃加茂市観光協会のボスターのデザインが変更されたりするなどの問題が生じていました。

これらが問題化した発端は、こうしたデザインが不適切であるとか提えた市民の声であり（個人的にはそれらの批判の正当性には疑問がありました）、結局その批判は取り入れられる結果

果となりました。

私が危惧するのは、こうした批判が単なる要望を越え、創作物の内容につき法規制を求めるようになることです。実際、児童ポルノ規制法の改正時には創作物に対する規制も検討されていたのであり、この危惧は現実的なものなのです。

他者の自由を規制する根拠については、いくつかの類型がありますが、ここでは二つを紹介します。

ひとつは、危害原理です。これは、①制約が認められるのは他者に害が生じる現実の危険がある場合に限られるのであって、単に他人の行動が不愉快というだけでは規制の根拠になり得ず、②行為者自身にのみ危害が及ぶような行為を強制的にやめさせることはできない、との考え方です。もうひとつは、不快原理です。これは、不快原理に結びつかなくとも他者に著しい不快感を与える行為

は規制されうとの考え方です。

現実的には、危害原理だけでなく不快原理に基づく規制が必要になる可能性があります。しかし、不快原理に基づく規制はその限界が不明確であり、無制限に拡大する危険があります。少なくとも創作のような表現行為への規制の根拠に不快原理を持ち出すことは慎重であるべきでしょう。

創作物については、ある人物が創作されたとしても、実在の人物がいない以上、規制根拠たる危害や不快を見いだせません。問題となるのは、その創作物を見る人／見せられる人に対する影響です。

創作物を見ることで、現実の危害が生じることとは通常ありません。問題となるのは、不快感です。これは、政治的信条などに起因することでも少なくありませんので、不快感に基づく批判には説得力があるように見え

ることも多いと思います。しかし、先に述べたように、不快原理に基づいて規制を検討するとしても、その対象はごく限定したものとされ、その方法も謙抑的であるべきでしょう。

こうした観点にも配慮して、創作物の流通段階でのゾーニングという規制手段（店舗での配置を区分するなどの方法）であれば弱い規制態様であるため許容されると言われることがあります。しかし、流通に大きな影響を及ぼすような場合は、ゾーニングといえども弱い態様の規制であるとはいえません。安易にゾーニングであれば問題ないと考えことは妥当ではないでしょう。

私自身は特に創作や表現活動を行っているわけではありませんが、だからこそ、そうした能力を発揮している人々は敬意を覚えています。人が創りあげた創作や表現活動を自由に行う土壌は大切にしていきたいものです。



入所ご挨拶

鉄田 透

初めまして。この度、鴨川法律事務所に入所いたしました。鉄田透と申します。どうぞよろしくお願いいたします。経歴としましては、京都大学法学部卒業、京都大学法科大学院修了後、滋賀での司法修習を経て、一月より当事務所勤務させていただくことになりました。出身地は京都です。ただ、京都出身といいますが、私の場合、幼い頃は引越しが多く、西日本を中心に各地を転々としておりまして、ので、生粋の京都人というわけではありません。普段の話し言葉も、京都生まれの友人からすると、言葉づかいやイントネーションに違和感のある部分があって、結局のところ「何となく関西弁風」の話し方であ

ても大事なことだと思えます。そのため、今後はすきま時間を利用して積極的に京都の町の散策等を行って京都についての理解を深めていきたいと思います。

り、正しい京都弁ではないようです。私としては、完全に京都弁を話しているつもりだったので少しショックだったのですが、まだまだ修行が必要そうです。また、京都に住みながら、京都の町についての散策や勉強等も不十分なままです。学生時代は、京都に住んでいるのだからいつでも行けるだろうと考えて先延ばしにしてきてしまいしました。しかし、京都出身を名乗っておきながら京都について殆ど知らないというのも恥ずかしい話ですし、これから京都の弁護士として活動し京都の事件に多く関わっていくことからすると、京都についての深い理解や土地勘のようなものを持っていることは、仕事上もと

さんありますが、私は、選手の情報やインタビュー等を読んだうえで、試合を見て、選手同士の駆け引きや戦術を考えたり、選手の振る舞いやフォームの変化等を観察することが特に楽しいと思っています。もちろん何も考えずに見ることも多いですし、それはそれで非常に楽しいのですが、色々と考えながら見ることも飽きない楽しさみ方の一つだと思います。

このようにスポーツ観戦、情報収集をしていてしばしば感じることは、選手やチームを良い方向に変えていくためには、いかにコーチやスタッフがその選手やチームの事情に応じた対応をすることができると、ということでした。杓子定規的な指導や助言ではなく、時代や取り巻く環境に応じたうえで、個々の選手の個性を把握しそれに合わせてメニユーを組んだり指導ができるコーチやスタッフのい

る選手やチームこそが継続的に成功をおさめていると非常に強く感じます。

関係性や立場は異なりますが、同様のことは弁護士にも当てはまる部分が多いのでは無いでしょうか。似ている事件に思えても、固有の背景や特徴を有しており、同じものはありません。事件や依頼者の個性をしっかり把握したうえで、依頼者の本当に求めていることを実現するために、その個々の特徴に応じた解決法を考えて個別具体的に助言することができると弁護士が求められていると思います。そして私はそのような、依頼者の方としっかり向き合って、本当にその方に適した助言ができるような弁護士になりたいと思いつつこれまで勉強してきました。弁護士二年目で未熟者の私ですが、一步一步着実に精進していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

かもがわ講座

改正個人情報保護法

本年九月三日に、個人情報保護法が改正され、同月九日に公布されました。未だ施行はされていませんが、二年以内には施行されることになっています。

この改正については、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充が目的であるとされています。内閣府官房ＩＴ総合戦略本部によると、本改正の要点は、次の六点です。

- ① 定義の明確化等
- ② 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保
- ③ 個人情報の流通の適正さを確保
- ④ 個人情報保護委員会の新設及びその権限
- ⑤ 個人情報の取扱いのグローバル化
- ⑥ 請求権（本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化）

もっとも、具体的な改正点は多岐にわたります。ここでは、いくつか重要なものを紹介します。

まず、「個人識別符号」が含まれる情報が個人情報に含まれることが明記されました。具体的には、身体的特徴のほか、運転免許証番号、保険証番号、マイナンバー等が対象になると考えられています。もっとも、具体的なこととは「政令で定める」と規定されているため、実際の制度がどうなるのかはまだ明らかではありません。

また、人種や信条、病歴や犯罪歴と

いったセンシティブな情報を「要配慮個人情報」として、本人の同意なく取得することが原則禁止されます。

個人データの第三者提供にあたっては、提供者・受領者のそれぞれに記録の作成・保存義務が課されることになりました。個人情報保護の観点から、提供された情報の追跡可能性を確保することですが、事業者の負担が大きすぎるということが懸念されており、負担軽減措置が必要ではないかとの声があります。

さらに、個人情報データベース等を事業のために用いる事業者は、取扱いにかかわらず、個人情報保護法の適用対象となるとされました。これまで個人情報保護法の適用対象外だった事業者も対象になりますが、中小規模の事業者への負担がやはり過大となるおそれから、ガイドライン等での手当てが期待されています。

その他の改正としては、いわゆる名簿屋対策の観点からデータベース提供罪が新設されたことや、個人情報保護委員会の設置などの点が挙げられます。

これまで見たように、今回の改正に關して実際の制度運用がどうなっていくかについては、政令やガイドライン等が大きな役割を担うこととなります。民間事業者としては、体制構築のため、早期に政令やガイドラインの内容を把握したいところです。